



際事故に加える。特に病害として從來問題になったのは稻熱病であります。これらも取入れる。但し病害を入れるという点についてはいわゆる道徳的危険を増すという懸念もありますので、それらにつきましては、損害賠償をやる場合にはたして善良な管理をやつたかどうかということによつて、善良な管理を行わずして病害に遭つたというふうなものは、もちろん保険上の免責事項になり、対象から除かれることになるのであります。

それから桑葉につきましては、先ほど申し上げましたように、今回やめて蠶繭にする。蠶繭にした場合におきまして、「蠶兒の病害及び風水害、旱害、凍害またはひよう害による桑葉の減收」というふうにしたしまして、掃立前におきまして、桑葉が霜の害などによつて相當に減收を受けて、そのために掃立が不能に陥るという場合がありまが、その場合はもちろん今度の保険におきまして事故として取入れるのであります。單なる蠶兒の保険だけではなく、蠶兒が掃立前において桑葉の減收によつて掃立ができないというふうなものは、もちろんこの蠶繭保険の対象の事故になる。こういうふうなことになるのであります。

それから家畜であります。家畜につきましては、先ほど申しましたように牛馬の死亡のみが対象になつておつたのであります。この死亡のみが農家經營上の問題ではなくして、その他いろいろ家畜についても農家經營上の事故があつて影響を及ぼす場合があるものであります。従つて今回の改正によりまして、牛馬の死亡以外に先ほど申し述べましたやぎ、めんよう、種豚も

加へまして死亡、廢用共済といたしまして、死亡以外の廢用も事故に加へる。廢用というのは、政令の中でもきめておりますが、病氣になつて價値をなくしてしまつたものとか、あるいは種馬として検査を受けたものが特にその後特別な事故によつて種馬としての價値をなくしたというふうなもの、あるいは突然傷害を受けて、びつこになつて價値をなくしたというふうなものとか、その他多々ありますが、要するに本來もつべき價値を失つたものは當然廢用といたしまして、これを保險の対象にする。いわゆる死亡、廢用共済と、疾病傷害、これについてもやはり事故に取入れられて新たな疾病、傷害共済というものを被保險としてやるということ、それから生産共済と申しまして、特に牛馬についてですが、りつばな子供が生まれると思つたものが死産してしまつたり、あるいは流産してしまつたり、あるいは變な子供ができて本來の用に供されないというふうな場合において共済するところの、生産共済を牛馬について實施することにいたしましたのであります。

それからその次の責任期間の問題ですが、これは水稻、麥につきましては從來通りであります。桑葉につきましては、今度の蠶繭につきましては、桑の發芽期から最終蠶期の收繭をするに至るまでの期間ということにいたしました。各蠶期ごとに責任期間を切ることにいたしましたのであるであります。でありますからいわゆる春の蠶繭共済、それから夏秋蠶の蠶繭共済、こういうふうな責任期間が切れることになるのであります。それから牛につきましては、從來生

後六箇月以上十三歳以下というふうになつておりましたが、今回の改正によりまして、牛は生後六箇月以上、但し生産共済にあつては妊娠六箇月以降生後五箇月までというふうにしたし、馬につきましては、明け二歳以上明け七歳以下であつたものを、今度の改正によりまして、明け二歳以上、但し生産共済にあつては——生産共済というのは胎兒の保險であります。これにあらましては妊娠七箇月以降出生の年の末日まで、それからやぎ、めんよう、種豚につきましては、生後六箇月以上、こういうふうにしたのであります。

それから保險金額の問題であります。從來水稻につきましては自作地が段當四十五圓、小作地が三十五圓、それから水稻を耕作する小作地の小作料、これは地主の小作料であります。それが十圓、麥が二十五圓、桑葉が三十圓でありまして、これはどうしてそういうふうにしたかということでありまが、これはちやうど昭和十八年に改正があつたのであります。その當時におきましてのきめ方は、大體生産費のうちの現金支出を補填するといふ建前から、四十五圓とか三十五圓あるいは二十五圓、こういうふうなものを當時保險金額としておつたのであります。が、今回の改正においては從來の生産費保險の中の現金支出というふうな、いわゆる生産費保險論を收益保險に變更して、段當收益、これは公定價格でありますので、段當收益價格といたことで、各補助ごとに大體どれくらいの収益かということが價格上きまりますけれども、それを大體において基準にして段當收益價格、あるいはグ

ラムあたり収益價格の約半額というものを基準にして、それを最高の保險金額にするというふうな、つまり生産費保險から収益保險に、建前を保險金額においてかえたということにいたしましたのであります。なおまた各地において生産力が土地によつて異りますので、その生産力に應じて、保險金額も從來のように全國一律に四十五圓とか、あるいは二十五圓というふうな、いたさないで、生産力に應じて市町村別に、段當收益の相違によつて保險金額をかえていく。でありますから北海道のように段當收益の少いところは六百圓、あるいは北陸、關西のように非常に收益の多いところとは、段當千二百圓というふうな保險金額をきめる。麥についても同様で、その生産力に應じて六百圓から三百圓の間で、三階級に大體階級を設けるといふふうにいたしました。段當の収益價格によつて保險金額をきめていく。なおかつこれは法律にも書いてありますが、スライディング・システムにいたしました。價格が變つてまいりましたならば、公定價格が改訂を受けた場合においては、それに應じて保險金額の方も、かえ得るような法制上の措置が講じてある。でありますのでこれは豫算を組んでしまつてから價格がきまつた場合においては、追加豫算などを出して新たにかななければいけません。でありますから價格によつてすぐかえるといふこともできかねるのでありますけれども、一應考へ方としては價格がきまつた場合においてはその後簡単に措置を講ずることによつて保險金額の方をかえていく、そうして大體二分の一程度の保險金額が農家にいき渡るよ

うに制度を仕組む。こういうふうな水稻、麥及び蠶繭、これらについては保險金額をきめることにいたしましたのであります。

それから牛馬の方であります。これは價格の八割以内、從來の規定で書いてありますが、今回も死亡、廢用共済は大體八割以内ということになつておるのであります。この點においては從來とかわりがないのであります。それから生産共済になつたものは、胎兒は大體において母畜の共済金額というのがありますが、その二割を標準にしてそれを保險金額にする。それから生れるまでは二割であります。大體一割五分を増して月ごとに保險金額が増加するように仕組んであるのであります。それから疾病傷害共済の方においては、診療費の一定割合ということになつておりました。これは農林省において、ただいま疾病あるいは傷害を受けた場合にどれだけの費用がかかつておるかということを各地で調査しておりますので、その調査によつて診療費が大體どのくらいかかるであろうというものを計算いたしました。それを基準として疾病傷害の共済金額というものをきめるというふうな、そうと考へておるのであります。それからやぎ、めんよう、種豚などについての生産共済、これは行わないのであります。なぜ行わないかということ、これは價値も牛馬などよりも大分低いでありまして、また飼育期間も短いということからいたしまして、特に生産共済については牛馬だけをやるということにいたしました。やぎ、めんよう、種豚については死亡、廢用共

濟、疾病共済、これだけをやめることにしたものであります。

それから保険金支拂の程度であります。これは農作物については、従来三割以上の被害があつた場合に、被害の程度に應じて保険金を七階級にわけ支拂つておつたのであります。これを今同値付不能とか掃立不能といふものも合せまして五階級に階級を簡素化した。その簡素化した理由は、非常に従来のものが面倒で、實際の仕事をやつておる者から、何とか簡単なものにしてくれといふような要望がありまして、これを特に簡単にすることにしたのであります。それから特に蠶繭につきましては四〇%以上といふことになつておるのであります。それをどうして蠶繭だけ四〇%にしたかといふことではあります。これにつきましては蠶繭の運作といふものが、どの程度の形で現れてくるかといふことが、今のところ大體の見當はつきすけれども、初めてのことであります。そので、非常に豫想から狂つてくるかもしれないといふふな心配と、蠶絲統制會社がいづゆる運作補償制度といふものをやつておるのであります。これは四割以上の運作の場合に初めて補償を實施しておるといふふなことになるのであります。大體蠶といふものは、やはり四割以上の減収といふことが運作といふ觀念にはいるのではありません。なからうかといふふなことからいたしまして、四割以上といふことに特に蠶だけかえてまいつたのであります。それから次は保険料の算定の基礎であります。従来のは水稲については大正七年から昭和十五年までの統計を用いたものであります。その他の

ものについては同様なことをやつておつた。牛馬については四年ごとに改訂をいたしたのであります。今同その算定の基礎を特に水稲については昭和元年から昭和二十年まで、麥については昭和元年から十九年まで、蠶繭については昭和十一年から昭和二十年、家畜につきましては従来と同様に、家畜保険の従来統計に基づきましてやるといふに年限を短かくいたしておるのであります。疾病傷害共済の方におきましては、特に先ほど申し上げましたように、現在の實績を地方に徴しまして、それによつて掛金をきめていく胎児につきましても同様、従来の畜産試験場あたりの統計だとか、あるいは現在あちこちで調査したその實績に應じて、掛金をきめるということにいたそうといひたいのであります。

それから段當の保険料であります。従来は水稲につきましては共済保險金額が四十五圓の場合に、自作地については一圓二十三錢、そのうち農家負擔が六十二錢で、政府の負擔が六十一錢だつた。政府の負擔と申しまして、これは一般會計と、食糧管理特別會計との兩者で負擔をいたすのであります。一般會計の方はこの政府負擔と書いてあるうちの三分の一、それから食糧管理特別會計は三分の二といふふに、保險料の分擔の法律と申します。それに規定がありまして、そういうかゝつたことになつてゐるのであります。それから桑葉の方は三十圓に對して五十八錢、そのうち農家負擔が二十六錢、政府及び蠶絲業會負擔が三十二錢となつておるのであります。麥につきましては、共済保險金額十五圓に對して段當二十三錢であり二

ますが、そのうち農家負擔が十錢、政府負擔が十三錢となつておるのであります。今回の改正によつて、水稲においては、段當共済保險金額をちよつと中庸である九百圓で計算してみると、四十四圓三十五錢になるのであります。そのうち農家負擔は二十四圓二十錢であり、消費者負擔は石當り十七圓二十錢となつておるのであります。大體農家負擔が五五%、農家以外の負擔が四五%程度の計算になるのであります。蠶繭につきましては、特にこれは來年から實施するのであります。グラム當り七十圓で計算してみると、四圓五十五錢になるのであります。そのうち農家負擔がグラム當り一圓九十五錢、農家以外の蠶繭を消費する者の負擔があたり六圓七十錢になるのであります。麥の負擔は四百五十圓に對して六圓三錢、そのうち農家負擔が三圓二十六錢、消費者負擔が三圓七十八錢になるのであります。

度にしておきますけれども、保險料の農家の負擔は、全國に共通するような保險料部分、すなわち價格の中に算入されてゐるのは農家負擔であるといふので、全國に共通する通常災害保險率と申します。それは引いて、そうして通常災害の中で残つたものと異常災害の二分の一は、消費者負擔、農家負擔におのづかゝる。それから減多にないといふ非常に大きな災害、たとえば今年の關東の災害とか、東北地方にあつたような災害は超異常災害といふことで、これについては農家が保險料を負擔すべきでないといふので、國庫負擔と申します。消費者に轉嫁するといふことにはいたしません。でありますから、消費者負擔は、超異常災害、異常災害、通常災害のうち、全國に共通する部分を差引いた二分の一が消費者負擔になる。その兩者をプラスしたものが消費者負擔といふことになり、あとの残つたものが農家負擔といふのであります。それから蠶繭についても同様の筆法でやつておりますけれども、供出量が非常に多いといふことから、農家負擔以外のものが特に多くなつてゐるのであります。

三九

そこで特にここで御説明申し上げておきたいのは、この負擔の方法についてどうしてこうなつたかといふ理由であります。これは農家が五五%、消費者が四五%となつておりますけれども、大體水稲、麥については供出が半程度は供出して、あと半額程度が保有である。蠶繭については、七五%が農家から出てゐて、あとの二五%が残るといふことからして、農家の手もとに残るものについては、災害があつても當然これは農家が負擔すべきものであるが、供出したもの、いわゆる社會化されて商品となつたものについての

保險料は、消費者負擔とする。商工生産品についても大體消費者負擔になつてゐる。輸入品などにおいても、いわゆるI・I・P價格と申しておられます。あのIが保險料だといふことで、沖渡しされる場合において、ただちに沖渡し價格として消費者が負擔することになつております。そういうものと呼びたいしまして、農産物においても、そういう社會化される部分、商品となつた部分についての保險料は、當然消費者が負擔してしるべきである。こういふ論法から、大體二分の一が供出だといふことで、二分の一に限界を置いて保險料負擔の方法を考えたのであります。但し價格を決定する場合におきまして、全然生産費を無視して價格を決定しているわけでありませぬので、その價格を決定する場合に、全國に共通しているようなきつめて低い保險料といふものは、やはり價格の中に織込まれておるといふ考へのもとに、そういうものは一應この計算から差引いてやつたのであります。そういふものを差引いた残つたものについて、先ほど申し上げたような計算方法で保險料を計算する。これは保險料負擔及び負擔割合のところ非常にむづかしい書き方をしておりますが、思想としては以上のような思想でやつております。實際の豫算上の措置をいたしましては、非常に大きな災害、これを超異常災害といひ、その次の災害を異常災害とし、普通あり得るような災害は通常災害といふように、災害を三つに分類するのであります。これはむづかしく言うともんだうになりますので、かえつてむづかしく言わない方がわかりやすいと思ひますから、その程

次の問題は事務費の負擔であります。農業保險におきましては、農業保險法第五十六條の命令によつて、農業保險組合及び同連合會の事務費は國庫が負擔してゐるのであります。けれども、家畜保險については從來事務費の負擔をしてもらないといふことになつておるのであります。今回の改正によつて、法律にも規定があります。農業共済團體の事務費の基礎となるべきものは國家から負擔するといふことにして、家畜保險とか農業保險と

第一類第九号 農林委員會議錄 第四十二号 昭和二十二年十一月四日

かいう區別なしに、市町村に生れる共済組合、道府縣にできる共済保險組合の基準事務費は、大體において國家が負擔することにしたのであります。次は責任の範圍でありますが、農業共済組合においては、特に農作物と畜産については一〇%、一割を市町村の共済組合が負擔することになり、共済保險組合を政府が九〇%を負擔するといふことになるのであります。但し政府が負擔するといふのは異常災害部分に對しまして特に負擔する。異常災害以上のものが起つた場合に政府がその責任を負う。標準以外額といふものを定めておきますけれども、それを超えたものを政府が負擔するといふことになるのであります。家畜におきましては、これは市町村では危險の分散がしきれないといふことにもなりますので、全額これを道府縣單位の共済保險組合の方に責任がまいるのであります。そのうち九〇%以内といふものが、政府に今度は歩合再保險されるのであります。従来はこれを保險金額によつて、保險金額が一定額までは五割、それを超えた場合においては七割といふふうに、家畜について保險金額を歩合再保險いたしておりましたが、今回の改正案におきましては、家畜の用途別にその歩合の割合をかえていくといふふうに考へておるのであります。九〇%以内におきまして特に障害の多いものにはこれは政府の責任額を多くする。相當過去の經驗上被害程度がはつきりしておるといふようなものについては、道府縣單位の保險組合に責任額を多くするといふことになりました。道府縣の保險組合のいわゆる自主性を増すことになつたのであ

ります。それから農作物で特にここに一〇%の負擔をさしたといふことについては、これは従来の實績に鑑みまして、市町村を通り抜けてただ縣にもつていくといふことでは、非常に保險に關する關心が薄いといふような考え方もあつたやうであります。また一方考へてみると、非常に災害に對しまして損害評價といふものが、町村が責任がないがゆゑに、無責任な損害評價が行われておつたやうにも思われるといふやうな見解もありまして、やはり町村の輿論と、それからわれ／＼事務をとつておる者から見ました兩方の考え方からいいますと、一〇%くらいを町村にもたした方がお互いよからうといふやうな見解から、特に制度を改めて一〇%の保險責任といふものを町村に殘すことにしたのであります。大體これが現行制度と改正制度の內容の變り方でありまして、なおここに落ちております點で、特にこれをいつから實施するかといふことであります。が、水稻につきましては、これは今年度の水稻から實施する。これについて

は焼けた家庭に保險をするといふやうな議論も出ましようけれども、この制度を改正するといふことは、實は昨年の初めごろから非常に熱烈な希望で、改正しなければこの現行制度といふものはむしろ廢止した方がよいといふやうなことから、非常に地方的な輿論に上りまして、各關係者とそれから學識經驗者といふやうなものを網羅いたしまして、熱心にこれの研究を續けておりました。それによつてできた案でもありますし、そういうことで、もうできるだけ早く實施するといふことをか

ねがね地方もこれを承知しており、またさうしなければ意味がないといふことで、さういふ意味合いで豫算的な措置もすべて續けられておる。なお法律的な問題にいたしましても、從來全然法律がないのにさういふことをやるのは、不測及の原則と申しますか、さういふことから法律違反といふことにもなりましようけれども、これはすでに農業保險といふ法律がありまして、それによつて保險責任は引受けておる。その内容についてできるだけ早く農家の再生産に役立つものにかえてくれといふことで、いわば約東濟みでこの制度の改正をやつておつたといふやうな關係から、特に法律の百五十二條にもありますやうに、この法律が施行されたときにおいては、從來の法律は、その水稻を引受けたときにさかのほつて從來の保險責任關係は消滅させる。さうして新しい法律によつて引受けたといふことにみなすといふやうにいたしましたし、また現在あります保險團體においても、さういふことで市町村農業會、それから保險組合、連合會、それから政府といふものが、一切法律施行と同時に、新しい保險制度による團體とみなされるということによりまして、法律上も何らそこに議論もない。従いまして焼けた家庭に保險するといふ觀念とは非常なそこに間隔がある。さういふやうに考へておりまして、特に水稻につきましては現在の刈取最中の水稻にも實施するといふことになつたのであります。それから麥についてはこれからまきつけるものからやる。それから家畜につきましては、今度できる共済保險組合ができたときから、ただちに新制度によつて責任を引受ける

といふやうなことにしたのであります。それから蠶繭については、昭和二十三年度から新制度で實施する。さういふ考へであります。それから他の甘藷、馬鈴薯とか陸稻、だいで、さういふやうな供出對象作物につきましては、ただいま生産統計とか、あるいは被書統計を整備中でありまして、さういふものが整備されて、初めてこの保險料といふものが算出されますから、さういふものが出ましたら、水稻や麥と同様な筆法で、政令でその作物を指定いたしましたして、保險を實施するといふことになつたことに考へておるのであります。○野澤委員長 それでは今日の會議はこの程度で散會することにいたします。午後二時十六分散會